

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013神第74号
事故等種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成25年4月29日（月、祝日） 10時40分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市冠島北東方沖 舞鶴市所在の成生岬灯台から真方位349°5.7海里付近 （概位 北緯35°41.7′ 東経135°26.4′）
事故等調査の経過	平成25年5月17日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 雄漁丸、2.9トン
船舶番号、船舶所有者等	251-18613京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、冠島北東方沖の釣り場に到着し、船首からパラシュート型シーアンカー（以下「パラアンカー」という。）を投入した。</p> <p>船長は、パラアンカーを展張するため、機関を後進にかけたところ、平成25年4月29日10時40分ごろ、本船は、推進器にパラアンカーのひき索等が巻き付いて航行不能となった。</p> <p>船長は、パラアンカーが船底に潜り込み、船尾方に流されていることに気付いていなかった。</p> <p>船長は、京都府宮津市所在の造船所にえい航を依頼して救助船の到着を待っていたが、本船が流されて他船に衝突したり、浅瀬に乗り揚げたりする危険があったので、海上保安部に連絡した。</p> <p>本船は、巡視船の搭載艇に宮津市宮津港へ向けてえい航され、途中、造船所の救助船にえい航が引き継がれた。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約30cm
その他の事項	船長は、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、京都府に遊漁船業者の登録を行っていた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、冠島北東方沖の釣り場において、船首からパラアンカーを

	投入した際、船長が、パラアンカーが船底に潜り込み、船尾方に流されていることに気付いていなかったことから、パラアンカーを展開しようとして機関を後進にかけたところ、パラアンカーのひき索等が推進器に巻き付いて運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、冠島北東方沖の釣り場において、船首からパラアンカーを投入した際、船長が、パラアンカーが船底に潜り込み、船尾方に流されていることに気付いていなかったため、パラアンカーを展開しようとして機関を後進にかけたところ、パラアンカーのひき索等が推進器に巻き付いたことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関は、パラアンカーの状態を確認してから使用すること。